

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z2000001	PFI事業における民間収益施設の流動化	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(抜粋) (行政財産の貸付け) 第十一条の二 国は、必要があると認めるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産(同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。次項及び第三項において同じ。)を選定事業者に貸し付けることができる。 2 前項に定めるもののほか、国は、選定事業者が、一の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。	選定事業者によって建設される一棟の建物が「PFI事業として整備される公共施設部分」とそれ以外の民間収益施設部分から構成される場合、後者については、私権の設定が一般的に禁止されている行政財産である土地について、選定事業者に対して、その貸付けを認めている。	b		PFI法の選定事業者に対して認めている行政財産の使用又は収益の権限を第三者に譲渡することを認めるか否かについては、財務省、総務省をはじめ行政財産の管理を所掌する各省と協議の上、検討する。		5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	11	PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】		選定事業者のみならず選定事業者から建物の譲渡を受けた第三者にも土地の貸付けを認めるべくPFI法11条の2を改正すべきである。
z2000001	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	(上記の続き) 3 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が同項に規定する建物の一部を選定事業の終了後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。 4 地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産(同法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。次項及び第六項において同じ。)を選定事業者に貸し付けることができる。						5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】		

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2000001	PFI事業における民間収益施設の流動化	5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	11	PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】		選定事業者のみならず選定事業者から建物の譲渡を受けた第三者にも土地の貸付けを認めるべくPFI法11条の2を改正すべきである。		民間収益施設部分の所有者の変更が、直ちに公共施設等の用途または目的を妨げるとは考えられない。運営主体を限定する等により公共施設等の用途または目的は十分に担保されると考えられ、全面的に権利処分を認めないのではなくより規制の範囲を限定すべきである。 民間収益施設を流動化可能とすることにより、資金の早期回収が見込める等、事業者の選択肢が広がり、事業参画の可能性が増す。また公共側にとってもより多数の民間事業者が競争参加することにより、VFMの更なる追求が可能になる。	PFI法11条の2	内閣府	PFI法11条の2は、選定事業者が、当該選定事業に係る建物を所有した場合、行政財産たる土地を当該選定業者に対して貸し付けるとしている。よって、当該選定事業者が民間収益施設の所有権を第三者に譲渡した場合であっても、土地は当該選定業者に対して貸し付けられる。換言すれば、第三者は民間収益施設の所有権譲渡を受けても土地の貸付を受けられないため、事実上民間収益施設の流動化が阻害されている。
z2000001	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】						内閣府	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z2000001	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	(上記の続き) 5 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。 6 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が同項に規定する建物の一部を選定事業の終了後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。						5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	13	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】		
z2000001	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	(上記の続き) 7 前各項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。 8 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項から第三項までの規定による貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は第四項から第六項までの規定による貸付けについて、それぞれ準用する。						5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	14	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】		
z2000002	PF法の改正によるPF事業対象の拡大	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(抜粋) (目的) 第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営(これらに関する企画を含む。)の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	維持管理・運営等のみを行う事業については、現行制度において排除していない。	d		d 現行制度下で対応可能 根拠：制度の現状に記載の通り。		5150	5150034	株式会社東京リーガルマインド	11	PF法の改正によるPF事業対象の拡大		民間事業者が施設等の維持管理・運営のみ(施設的设计・建築を含まないもの)を行う事業についてもPF法のPF事業として認定されるようPF法の改正を行う。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2000001	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	13	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】						内閣府	
z2000001	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化	5021	5021099	社団法人日本経済団体連合会	14	(上記の続き) PFI事業における民間収益施設の流動化【新規】						内閣府	
z2000002	PF法の改正によるPF事業対象の拡大	5150	5150034	株式会社東京リーガルマインド	11	PF法の改正によるPF事業対象の拡大		民間事業者が施設等の維持管理・運営等のみ(施設の設計・建築を含まないもの)を行う事業についてもPF法のPF事業として認定されるようPF法の改正を行う		現在、「民間でできることは民間で」という政府方針のもとで、行政サービスの民間開放が進んでいますが、民間開放を推進する法整備はまだ不十分な状況にあります。行政の効率化、ビジネスチャンスの創造及び雇用の創出という観点から、ハードの建設を伴わないサービスタイプについてもPF法のPF事業として認定する必要があります。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 第1条	内閣府	添付資料1 PF法の改正を要望する趣旨 2 はじめに 3 わが国のPF法の特徴と課題 4 PF法を改正する必要性 5 PF法を改正する合理性

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z2000004	対日外国直接投資の促進策の強化	-	-			<p>本年の総合規制改革会議において、海外からの投資・人材等の受入れ推進を図る観点から、国際経済連携ワーキンググループを設置し、当該事項に係る分野横断的な検討を実施したところ。</p> <p>この検討経過を踏まえ、本年12月に取り纏めた総合規制改革会議第3次答申「規制改革の推進に関する第3次答申」に、活力ある日本の創造に向けて、対日直接投資拡大のための環境整備に係る事項についても、政府が実施すべき個別施策等の提言を行ったところである。</p> <p>政府においては、平成15年度中に、平成16年度を初年度とする新たな規制改革推進のための3か年計画を策定する予定であるが、前述の総合規制改革会議第3次答申に盛り込まれた個別施策は、当該3か年計画に反映される予定である。</p>		5072	5072001	欧州委員会 (EU)	11	対日外国直接投資の促進策の強化		<p>EUは、日本政府が以下の問題に優先的に取り組むことによって、対内直接投資促進に関する戦略的政策的対応を一層強化することを要請する。</p> <p>投資を促進するための措置の、政府の政策立案全般への組み入れを引き続き向上させること。例えば3か年規制改革計画に基づいた投資に関する広範な分野横断的アプローチの採用、または総合規制改革会議を通じた取り組み。</p> <p>対内直接投資促進に対する構造改革特区の影響を評価し、こうした構想の全国規模での適用を実現すること、24時間通関業務は重要性を持つ具体例である。</p>
z2000005	内部告発者の保護を通じた優れた企業統治の促進	-	-	a (1) について		<p>平成15年5月にとりまとめられた国民生活審議会消費者政策部会報告において、公益のために通報したことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう保護するための民事ルールとしての公益通報者保護制度を整備すべきとの提言が行われた。この提言を踏まえ、次期通常国会への法案提出を目指し、制度の具体的な検討を行い、平成15年12月に「公益通報者保護法案(仮称)」の骨子(案)を公表した。骨子(案)では、証券取引法に規定する罪の犯罪行為等の事実について通報した労働者も保護の対象としている。</p>		5071	5071092	米国	11	内部告発者の保護を通じた優れた企業統治の促進		<p>従業員が企業による証券取引法に関連する法律、規則、規制に対する違反行為、あるいは株主に対する欺瞞的行為、不当な情報提示などの証拠を報告した際に、企業および役員が、その従業員を解雇、降格、その他の不利益処分をおこなうことを禁ずる法制を、2003年度末までに導入する。そのような法制は、以下措置を提供すべきである。</p> <p>1) 損害賠償、また、違法行為がなかった場合の当該従業員の先任権の復活を含む民事的救済。</p> <p>2) 違法行為に関わった自然人および法人に対する刑事罰。</p> <p>株式公開企業に対して、従業員が、欺瞞的行為、証券取引法あるいはその他の規制違反に関して、適切な役員に秘密裡に匿名によって報告ができる制度を採用することを義務付ける。</p>
z2000006	プライバシーに係るBto B及びBto C電子商取引を阻害する可能性のある過度の負担あるいは矛盾ある要件の防止	個人情報保護法等	<p>個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報の適正な取扱いに関し、施策の基本的事項を定め、基本理念、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者(個人情報取扱事業者)の遵守すべき義務等を定めるものである。本法における個人情報取扱事業者の義務規定については、平成17年4月1日から施行されるが、今後施行に向けて関係省庁において、必要に応じ、事業分野ごとのガイドラインの検討が進められる予定である。</p>			<p>個人情報の保護に関する分野ごとのガイドラインについては、今後、関係省庁において、その必要性も含め、検討が進められるものである。</p> <p>なお、個人情報保護法の規律はどのような技術を用いているかを問わず、個人識別性のある情報に適用されるものである。</p>		5071	5071023	米国	11	プライバシーに係るBto B及びBto C電子商取引を阻害する可能性のある過度の負担あるいは矛盾ある要件の防止		<p>2003年5月23日、国会は民間における個人情報保護のための基本的枠組みを確立するために個人情報保護法を成立させた。米国は以下の措置を日本がとることを提言する：</p> <p>Bto B及びBto C電子商取引を阻害する可能性のある過度の負担あるいは矛盾ある要件を防止するために透明で調整された形で執行のためのガイドラインを作ることを保証する。透明性を保持し、民間からのインプットを最大限に活用するために、出来るだけ速やかにどの官庁が執行指針をだすのか明らかにして、全ての執行指針案は最終指針に適切に反映されるよう意味あるパブリックコメントにかけるようすることを米国は日本に求める。</p> <p>個人情報保護法及びその執行指針が全ての現在及び将来の技術によって共有されるあらゆる個人情報に適用されるのかを明確にする。業界及び非政府団体からのインプットを新しい技術に対するいかなるプライバシー指針の執行においても真剣に考慮することを米国は日本に求める。</p> <p>2004年末までにプライバシーに関する案件について日米共同官民ラウンドテーブルを開催する機会を検討する。</p>



管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2000004	対日外国直接投資の促進策の強化	5072	5072001	欧州委員会(EU)	11	対日外国直接投資の促進策の強化		EUは、日本政府が以下の問題に優先的に取り組むことによって、対内直接投資促進に関する戦略的対応を一層強化することを要請する。 投資を促進するための措置の、政府の政策立案全般への組み入れを引き続き向上させること。例えば3か年規制改革計画に基づいた投資に関する広範な分野横断的アプローチの採用、または総合規制改革会議を通じた取り組み。 対内直接投資促進に対する構造改革特区の影響を評価し、こうした構想の全国規模での適用を実現すること。24時間通関業務は重要性を持つ具体例である。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.1.ビジネス上のコスト削減による。		内閣府 内閣官房	
z2000005	内部告発者の保護を通じた優れた企業統治の促進	5071	5071092	米国	11	内部告発者の保護を通じた優れた企業統治の促進		従業員が企業による証券取引法に関連する法律、規則、規制に対する違反行為、あるいは株主に対する欺瞞的行為、不当な情報提示などの証拠を報告した際に、企業および役員が、その従業員を解雇、降格、その他の不利益処分をおこなうことを禁ずる法制を、2003年度末までに導入する。そのような法制は、以下措置を提供すべきである。 1) 損害賠償、また、違法行為がなかった場合の当該従業員の先任権の復活を含む民事的救済。 2) 違法行為に関わった自然人および法人に対する刑事罰。 株式公開企業に対して、従業員が、欺瞞的行為、証券取引法あるいはその他の規制違反に関して、適切な役員に秘密裡に匿名によって報告ができる制度を採用することを義務付ける。		法律や規制に対する企業の遵守に関して、株主や経営者に対して情報の流れを阻害する企業文化は、企業が問題を迅速かつ効果的に解決することを妨げ、また、投資に関する意思決定を行う際に、誠実な情報開示に依存する日本(および外国)の株主を害する。企業の従業員が、報復や差別を恐れることなく、企業による法律や規制の遵守の不履行に関する情報を、経営者あるいは規制・捜査当局に知らしめることができれば、それは企業自身また社会全体の利益となる。		内閣府 金融庁	
z2000006	プライバシーに係るBto B及びBto C電子商取引を阻害する可能性のある過度の負担或いは矛盾ある要件の防止	5071	5071023	米国	11	プライバシーに係るBto B及びBto C電子商取引を阻害する可能性のある過度の負担或いは矛盾ある要件の防止		2003年5月23日、国会は民間における個人情報保護のための基本的枠組みを確立するために個人情報保護法を成立させた。米国は以下の措置を日本がとることを提言する： Bto B及びBto C電子商取引を阻害する可能性のある過度の負担或いは矛盾ある要件を防止するために透明で調整された形で執行のためのガイドラインを作ることを保証する。透明性を保持し、民間からのインプットを最大限に活用するために、出来るだけ速やかにどの官庁が執行指針をだすのか明らかにして、全ての執行指針案は最終指針に適切に反映されるよう意味あるパブリックコメントをかけるようにすることを米国は日本に求める。 個人情報保護法及びその執行指針が全ての現在及び将来の技術によって共有されるあらゆる個人情報に適用されるのかを明確にする。業界及び非政府団体からのインプットを新しい技術に対するいかなるプライバシー指針の執行においても真剣に考慮することを米国は日本に求める。 2004年末までにプライバシーに関する案件について日米共同官民ラウンドテーブルを開催する機会を検討する。		日本は電子商取引のために先進基盤を成功裡に発展させてきたが、環境は十分には利用されていないままである。効率性と安全性を改善することはオンライン環境への信頼を高め、人々の日々の必要性に直結したオンラインサービスへの需要と供給を刺激するのである。民間が電子商取引の成長へ主要な責任を担っている一方で、政府は深く介入しないままで民間の電子商取引の成長を促進する政策を採用することにより電子商取引の利用を促進することができるのである。米国は革新と市場の力によって民間の自主規制枠組み及び技術的に中立な解決策を重視しながら電子商取引の発展を奨励する重要な役割を日本が担うことを求める。		内閣府	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z2000007	特区法の見直し(地方公共団体に直接利害関係のない場合、民間事業者が直接国に対して特区の認定申請を行うことの容認)	構造改革特別区域法第4条	<p>第四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定めるところにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るための計画(以下「構造改革特別区域計画」という。)を作成し、平成十九年三月三十一日までに内閣総理大臣の認定を申請することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公共団体は、構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、前項第四号に掲げる実施主体(以下「実施主体」という。)の意見を聴くとともに、都道府県にあっては関係市町村の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を実施しようとする区域をその区域を含む地方公共団体に対し、当該特定事業をその内容とする構造改革特別区域計画の案の作成についての提案をすることができる。</p> <p>5 前項の地方公共団体は、同項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。</p> <p>6 第一項の規定による認定の申請には、第三項の規定により聴いた実施主体及び関係市町村の意見の概要(第四項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該意見及び当該提案の概要)を添付しなければならない。</p> <p>7- 11 (略)</p>	c		<p>構造改革特別区域計画の認定については、構造改革特別区域法にあるように、規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、地域の活性化を図る一定の区域を設定するものであること。</p> <p>区域の設定に当たっては、地域の特性、実施しようとする事業などを総合的に判断する必要があることなどから、地方公共団体を申請主体としているものである。</p> <p>ただし、本制度の趣旨が、地方公共団体のみならず民間事業者も含めた地域からの立案により、地域の活性化や構造改革の実現を目指すものであることにかんがみ、民間事業者等から地方公共団体に対して計画についての提案をできる規定(第4条第4項)を設け、当該提案を踏まえた計画認定を地方公共団体が国に求める場合には当該提案の概要を添付させるとともに、また、提案を受けた地方公共団体は提案を踏まえた特区計画の案を作成する必要がないと判断した場合には、その旨及びその理由を、提案した者に通知しなければならないこととするなど、民間事業者等の提案の取り扱いについて透明性を高めているものである。</p>		5150	5150055	株式会社東京リーガルマインド	11	地方公共団体に直接利害関係のない場合には、民間事業者が直接国に対して特区の認定申請をできるよう、特区法を改正すべきである。		<p>第四条の2の加筆及びこれに伴う改正(民間事業者による直接申請)</p> <p>第四条の2 構造改革特別区域計画が、自治事務の民間開放(内容の変更等、地方公共団体の事務に関するものではなく、民間事業者に対する事業規制について、単純に緩和・撤廃するものである場合には、民間事業者は、直接内閣総理大臣の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の適用がある場合、前条各項を、その申請主体を民間事業者に置き換えてこれを準用する。</p>
z2000008	構造改革特区制度の一層の活用		<p>政府は、特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体、民間事業者等から提案を受け付け(米国企業を含む外国企業からの提案も可能)であり、提案を実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行っており、農業、教育、医療、福祉といった今まで困難とされてきた分野も含め、159件もの規制改革を実現し、それらを活用した特区も236件認定されている。</p> <p>特区で講じられた規制の特例については、民間人で構成される、特例措置の効果等を評価する評価委員会を平成15年7月24日、構造改革特別区域推進本部に設置した。また、11月には、8つの分野に分かれ、分野ごとの専門家も加え特例ごとの検討を進めているところである。</p>	d		<p>地方公共団体の作成する特区計画を認定する基準は、特区法に基づいて作成される基本方針(平成15年1月24日閣議決定)において明確に定めており、基準を満たした場合には認定することとしている。</p> <p>構造改革特区制度は、地方公共団体や外国企業を含む民間事業者等の自発的な提案に基づき行うものであり、可能な限り幅広い規制について特例措置を講ずることとしており、市場参入機会の拡大に関する提案が提出された場合を含めて、構造改革特別区域本部としても実現するためにはどうすればいいか」という方向で、真摯な検討を加えて参りたい。なお、従来制限されていた医療、教育、農業分野への株式会社参入を認める等市場参入機会の拡大を行っているところである。</p> <p>国内外の企業双方が特区内で事業展開することにつき、差別的なアクセス制限は設けておらず、今後も設ける予定はない。</p> <p>特区で講じられた規制の特例措置の効果等を評価するための委員会を本年7月に設置した。また、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において、評価委員会において、特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげることを確認している。</p>		5071	5071078	米国	11	構造改革特区制度の一層の活用		<p>今後も特区が透明な形で選定され設立されること。</p> <p>市場参入機会の拡大に焦点を当てること。</p> <p>国内外の企業双方が、特区内で事業展開できるよう非差別的なアクセスを確保すること。</p> <p>特区内で成功した措置については、可及的速やかに全国規模で適用すること。</p> <p>米国企業も含め外国企業が特区提案の提出、既存の特区への参加、および特区設立に関わる全ての過程に参加するにあたり、構造改革特別区域推進本部はこれらの企業と引き続き協力すること。</p> <p>評価委員会が特区の成功の是非および全国展開すべき特区の判断を行う際に、以下の事項を担保すること。</p> <p>1) 特区の成功の是非を判断するにあたり開催した会合および利用した情報を公開し、適切であれば、評価プロセスの中で一般市民から意見を募ることにより特区の評価プロセスの透明性を確保すること。</p> <p>2) 評価が決定した際には、一般市民や特区に携わる者の評価プロセスに対する十分な理解を促すために、決定評価と関係資料を公開すること。</p>

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2000007	特区法の見直し(地方公共団体に直接利害関係のない場合、民間事業者が直接国に対して特区の認定申請を行うことの容認)	5150	5150055	株式会社東京リーガルマインド	11	地方公共団体に直接利害関係のない場合には、民間事業者が直接国に対して特区の認定申請をできるよう、特区法を改正すべきである。		<p>第四条の2の加筆及びこれに伴う改正(民間事業者による直接申請)</p> <p>第四条の2 構造改革特別区域計画が、自治事務の民間開放・内容の変更等、地方公共団体の事務に関するものではなく、民間事業者に対する事業規制について、単純に緩和・撤廃するものである場合には、民間事業者は、直接内閣総理大臣の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の適用がある場合、前条各項を、その申請主体を民間事業者に置き換えてこれを準用する。</p>	既存の地元業者との利害関係に煩わされることなく新規参入を促進することができるようになる。	現行法では、すべての特区事業について、国への申請を、地方公共団体を通さなければならぬ。このことが、既存の地元業者による新規参入阻止等の阻害要因を介在させる契機となっており、民間活力による地域経済の活性化実現を妨げている。	構造改革特別区域法第4条等	内閣府	詳細は別紙をご参照ください。
z2000008	構造改革特区制度の一層の活用	5071	5071078	米国	11	構造改革特区制度の一層の活用		<p>今後も特区が透明な形で選定され設立されること。</p> <p>市場参入機会の拡大に焦点を当てること。</p> <p>国内外の企業双方が、特区内で事業展開できるよう非差別的なアクセスを確保すること。</p> <p>特区内で成功した措置については、可及的速やかに全国規模で適用すること。</p> <p>米国企業も含め外国企業が特区提案の提出、既存の特区への参加、および特区設立に関わる全ての過程に参加するにあたり、構造改革特別区域推進本部はこれらの企業と引き続き協力すること。</p> <p>評価委員会が特区の成功の是非および全国展開すべき特区の判断を行う際に、以下の事項を担保すること。</p> <p>1) 特区の成功の是非を判断するにあたり開催した会合および利用した情報を公開し、適切であれば、評価プロセスの中で一般市民から意見を募ることにより特区の評価プロセスの透明性を確保すること。</p> <p>2) 評価が決定した際には、一般市民や特区に携わる者の評価プロセスに対する十分な理解を促すために、決定評価と関係資料を公開すること。</p>		日本全国に特区を設立することを目指した日本政府の現行の取り組みを、米国政府は引き続き注視している。特に、現在までに小泉首相により設立された164の特区を米国は歓迎する。規制緩和および構造改革に向けてのこの新しく革新的取り組みは、日本が持続可能な成長路線へと回復するための重要な機会を与えることとなる。日本がこの計画を実施するにおいて、米国は左記のことを要請する。		内閣官房 内閣府	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z2000008	(上記の続き) 構造改革特区制度の一層の活用					(上記の続き) 政府は、特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体、民間事業者等から提案を受け付けているが、米国企業を含む外国企業からの提案も可能である。また、外国企業も含め民間事業者が提案等に当たる際には相談等を行うことにより支援していく。その上で、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討することとしている。また、特区計画の作成の過程においても、日本で特定事業を実施しようとする外国企業も含めた民間企業は、地方自治体に対し特区計画の提案をできることとされている(特区法第4条第4項)。 評価委員会で使用した資料及び議事録は、原則として公開することとしている。また、評価委員会の委員は、公募で任命された委員を含む民間人から公選されており、民間からの意見を反映する形をとっているところである。		5071	5071078	米国	12	(上記の続き) 構造改革特区制度の一層の活用		
z2000009	官公庁等における請求書様式の統一化等		リース契約におけるリース料の請求書については、リース会社所定の様式の使用を認めており、業者が発行している請求書でもって支払処理を実施。	e				5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化、電子的データによる請求を可能とすること。
z2000010	公的機関が行う報道向け行事への外国報道機関特派員参加制約の撤廃	-	(参考) 記者クラブは、公的機関などを取材対象とする報道機関に所属し、その編集責任者の承認を得て派遣された職員によって構成される組織であり、その運営は構成員が自主的に行うものである(平成9年12月「記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解」より)。			当該要望は、報道各社のジャーナリストらによって構成される自主的な組織である記者クラブの門戸開放を訴えたものであり、総合規制改革会議の検討対象としてはなじまないと考えられる。		5072	5072019	欧州委員会(EU)	11	公的機関が行う報道向け行事への外国報道機関特派員参加制約の撤廃		外国報道機関特派員に発行されている外務省記者証を、日本の公的機関が主催する報道行事への参加許可証として認め、国内記者と平等の立場でのアクセスを可能にすること。 記者クラブ制度を廃止することにより、情報の自由貿易にかかわる制限を取り除くこと。
z2000011	都道府県による商業施設建設に係る過剰規制の撤廃	-	地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる。また、地方自治の観点から、国は地方公共団体の自主性及び自立性を十分尊重する必要があり、全国的な視点に立って施策を実施することが必要な場合や明らかに公益を害していると認められる場合など限られた場合を除き、国における地方公共団体への関与は認められない。			要望にある条例等については、地域における省エネルギー・都市環境の保全の目的から策定されたものと考えられるが、具体的対象の特定がないことから、こうした目的を超え明らかに公益を害すると認められる理由があるか否かについて判断することができない。 なお、総合規制改革会議においては、本年12月に取り纏めた総合規制改革会議第3次答申「規制改革の推進に関する第3次答申 - 活力ある日本の創造に向けて - 」において、「地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策」については提言を行ったところである。政府においては、平成15年度中に、平成16年度を初年度とする新たな規制改革推進のための3か年計画を策定する予定であるが、前述の総合規制改革会議第3次答申に盛り込まれた個別施策は、当該3か年計画に反映される予定である。		5085	5085025	オリックス株式会社	11	都道府県による商業施設建設に係る過剰規制の撤廃		商業施設やオフィスビルの建設に際し、地域冷暖房や空気ゴモ輸送の使用を義務付ける指導など地域において条例や行政指導により不合理かつ過剰な規制が課されないように徹底することを要望する。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2000008	(上記の続き) 構造改革特区制度の一層の活用	5071	5071078	米国	12	(上記の続き) 構造改革特区制度の一層の活用						内閣官房 内閣府	
z2000009	官公庁等における請求書様式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化・電子的データによる請求を可能とすること。		請求書作成 送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁	
z2000010	公的機関が行う報道向け行事への外国報道機関特派員参加制約の撤廃	5072	5072019	欧州委員会(EU)	11	公的機関が行う報道向け行事への外国報道機関特派員参加制約の撤廃		外国報道機関特派員に発行されている外務省記者証を、日本の公的機関が主催する報道行事への参加許可証として認め、国内記者と平等の立場でのアクセスを可能にすること。 記者クラブ制度を廃止することにより、情報の自由貿易にかかわる制限を取り除くこと。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.3.ジャーナリズム 情報への自由かつ平等なアクセスによる。		内閣府	
z2000011	都道府県による商業施設建設に係る過剰規制の撤廃	5085	5085025	オリックス株式会社	11	都道府県による商業施設建設に係る過剰規制の撤廃		商業施設やオフィスの建設に際し、地域冷暖房や空気ごみ輸送の使用を義務付ける指導など地域において条例や行政指導により不合理かつ過剰な規制が課されないように徹底することを要望する。		例えば、商業施設の地域冷暖房や空気ごみ輸送の使用を義務付けている地域がある。これらは高コストを前提としたもので、実態としては税金による補填事業となっている。また、行政による恣意的な使用免除措置など競争を歪めるものになっている。同様に景観条例についても、恣意的な運用が見られる。これらの規制・指導は、社会情勢の変化に沿って検討され、経済条件として、駄目なものは駄目、推進すべきものは恣意的な特例なく推進する事が求められる。あまつさえ、税金による負担が長年に亘って継続されている事業は、見直しの検討がされるべきである。	条例等	内閣府	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容
z2000011	都道府県による商業施設建設に係る過剰規制の撤廃	-	地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる。また、地方自治の観点から、国は地方公共団体の自主性及び自立性を十分尊重する必要がある。全国的な視点に立って施策を実施することが必要な場合や明らかに公益を害していると認められる場合など限られた場合を除き、国における地方公共団体への関与は認められない。			要望にある条例等については、地域における省エネルギー・都市環境の保全の目的から策定されたものと考えられるが、具体的対象の特定がないことから、こうした目的を越え明らかに公益を害すると認められる理由があるか否かについて判断することができない。 なお、総合規制改革会議においては、本年12月に取り纏めた総合規制改革会議第3次答申「規制改革の推進に関する第3次答申 - 活力ある日本の創造に向けて - 」において、「地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策」については提言を行ったところである。政府においては、平成15年度中に、平成16年度を初年度とする新たな規制改革推進のための3か年計画を策定する予定であるが、前述の総合規制改革会議第3次答申に盛り込まれた個別施策は、当該3か年計画に反映される予定である。		5086	5086025	社団法人リース事業協会	11	都道府県による商業施設建設に係る過剰規制の撤廃		商業施設やオフィスビルの建設に際し、地域冷暖房や空気ゴミ輸送の使用を義務付ける指導など地域において条例や行政指導により不合理かつ過剰な規制が課されないように徹底することを要望する。
z2000012	特区人材雇用確保助成金制度の設立	-	政府においては、特殊法人等改革については、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月18日特殊法人等改革推進本部決定)に沿って平成14年度から所要の措置を講じるとともに、地方公共団体が担当してきた公共サービスの民間開放については、地域再生推進のための基本指針(平成15年12月19日地域再生本部決定)に基づき所要の措置が講じられることとなっている。			「制度の現状」に示す通り、特殊法人等改革については、政府において鋭意推進が図られているとともに、地方公共団体の公共サービスについても、今後民間開放等が図られていくところであるが、加えて、総合規制改革会議においては、昨年来、公的関与の強い市場、及び公共サービス分野(いわゆる「官製市場」)の民間開放を促進する観点から、「構造改革特区・官製市場改革ワーキンググループ」(昨年度は「官製市場改革ワーキンググループ」)を設置し、政府部門が行っている事業・事務について、民間参入の拡大に向け網羅的かつ具体的な検討を行うとともに、同一市場において、官及び民が運営主体として同一の公共サービスを提供する際に同一の条件下で行われるよう、補助金・税制のイコールフットingの実現に向けた検討を行ったところである。 なお、いわゆる「官製市場」の民間開放等を促進する上で、その個別事業の設計については、個別事業毎に公的部門の果たすべき役割、現在の運営状況等、多岐に亘る事象を勘案しつつ検討する必要があるとともに、それらは個別事業毎に異なると考えられることから、要望にあるような一律の制度設計を課すことは困難と考える。		5123	5123001	社会福祉法人鞍手会	11	特区人材雇用確保助成金制度の設立で経済的・社会的効果を上げる		特区人材雇用確保助成金制度の確立で行政が行っている事業を、民間で行い財政負担を25%削減させる。財政負担を軽減する為に、この制度を利用して公務員を減らす。

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2000011	都道府県による商業施設建設に係る過剰規制の撤廃	5086	5086025	社団法人リース事業協会	11	都道府県による商業施設建設に係る過剰規制の撤廃		商業施設やオフィスの建設に際し、地域冷暖房や空気ごみ輸送の使用を義務付ける指導など地域において条例や行政指導により不合理かつ過剰な規制が課されないように徹底することを要望する。		例えば、商業施設の地域冷暖房や空気ごみ輸送の使用を義務付けている地域がある。これらは高コストを前提としたもので、実態としては税金による補填事業となっている。また、行政による恣意的な使用免除措置など競争を歪めるものになっている。同様に景観条例についても、恣意的な運用が見られる。これらの規制・指導は、社会情勢の変化に沿って検討され、経済条件として、駄目なものは駄目、推進すべきものは恣意的な特例なく推進する事が求められる。あまつさえ、税金による負担が長年に亘って継続されている事業は、見直しの検討がされるべきである。	条例等	内閣府	
z2000012	特区人材雇用確保助成金制度の設立	5123	5123001	社会福祉法人鞍手会	11	特区人材雇用確保助成金制度の設立で経済的・社会的効果を上げる		特区人材雇用確保助成金制度の確立で行政が行っている事業を、民間で行い財政負担を25%削減させる。財政負担を軽減する為に、この制度を利用して公務員を減らす。	特区で認定された事業所が人材を採用する場合、一人三年間分の人件費について、上限500万円までの75%(国50%、県25%)を助成する。	行政の場合は、全額永久的に税金で対応している。これを民間で出来る行政の仕事、民間で行い最低でも人件費を25%カットさせる。民間が行政の仕事を立ち上げて黒字化させる為には、最低でも三年間かかる。行政の透明性が測られ、構造改革の目的民間でできる事は民間で行われる様に早くなる。	公務員法、雇用保険法 雇用保険の収支バランス上 運営しなければならない	内閣府	最低でも人件費が25%カットできる。三年後には行政より100%人件費がカットできる。雇用保険で不足する分については公務員人件費を充てる新システムにて対応する。 添付資料 第三号 3-5 第七号「構造改革活動レポート」 第八号「社会福祉法人鞍手会理事評議委員会 議事録内容」参照